

医政支発 0331 第 7 号
令和 8 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本精神科病院協会長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の
上限の緩和に伴う認定又は承認要件の見直しについて

標記について、別添のとおり各都道府県医政主管部（局）長宛てに通知を發出
いたしましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よ
ろしくお取り計らい願います。

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の
上限の緩和に伴う認定又は承認要件の見直しについて

平素より厚生労働行政の推進に当たりご尽力を頂き、御礼申し上げます。

令和 8 年度税制改正の大綱（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に係る認定又は承認の要件のうち、自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準（1 点 10 円）により計算されることの要件（以下「診療費の上限」という。）に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者（以下「訪日外国人患者」という。）に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされたところです。

これを受け、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『医療法施行規則の一部を改正する省令』の公布等について」（令和 8 年医政発 0331 第 30 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

なお、上記のとおり診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、認定医療法人及び特定医療法人における制度の趣旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、特に注意することが必要です。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年医政指発第 1009001 号）

別添 1

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号)

別添 2

第 2 施行期日等

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。

【 改 正 後 全 文 】
医政指発第1009001号
平成15年10月9日
医政支発0329第2号
平成31年3月29日
医政発1225第17号
令和2年12月25日
医政支発0331第4号
令和7年3月31日
最終改正 医政支発0331第1号
令和8年3月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添1参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添2として、告示基準のうち第2号イに該当している旨の証明書を別添3として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、「租税特別措置法第67条の2の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和63年2月2日指第7号）は廃止する。

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）、証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）及び証明願記3（特定外国人患者請求額に関する基準）

- ・ 付表1（証明願記1、2及び3に係る添付書類）
- ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（八）が添付されているものに限る。）
- ・ 診療報酬規程
- ・ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式
- ・ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

2 証明願記4（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・ 付表2（証明願記4に係る添付書類）
- ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

3 証明願記5（年間の給与総額に関する基準）

- ・ 付表3（証明願記5に係る添付書類）

※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。

4 証明願記6（医療施設に関する基準）

- ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書

※ 別添3「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。

5 証明願記7（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・ 付表4（証明願記7に係る添付書類）

- ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-

1) の写し

第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表1、2及び4は、複数の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

第3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成15年厚生労働省告示第147号)

第一条 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

- (1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
- (2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- (3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
- (4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する

特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

- (7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額（ハにおいて「特定外国人患者請求額」という。）を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。
- ニ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- ホ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- 二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。
- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあつては(3)に該当すること。
- (1) 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。
- (2) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
- (3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

第二条 前条第1号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 _____

住 所 _____

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。
 - 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
 - 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
 - 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
 - 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
 - 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
 - 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。
- 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。
- 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額を

いう。)が3,600万円を超えないこと。

- 6 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。(該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。)
- 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 7 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 

証明願記 1、2 及び 3 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 医療保健業務による収入金額の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			①	100%

○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細

施設名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			②	100%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細

	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	⑬ %
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	自由診療等			⑪	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。
 - 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。
- (※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上される場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るを加算した金額とする。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額(特定外国人患者請求額を除く。)は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

4 特定外国人患者請求額

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 当該料金を超えない額である。
- ・ 当該料金を超える額である。

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日付け医政発033 厚生労働省医政局長通知)別添様式
- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

5 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 ㉑	円

(記載上の注意事項)

- ⑤が㉑と一致すること。

6 予防接種に係る診療収入の証明

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円		円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計 ㉒	円

(記載上の注意事項)

- ⑥が㉒と一致すること。

7 助産に係る診療収入の証明

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	③ 件	④ 円
分娩件数(③)×50万円		⑤ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が④又は⑤の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

8 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉔	円

(記載上の注意事項)

○ ㉔が㉔と一致すること。

9 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉕	円

(記載上の注意事項)

○ ㉕が㉕と一致すること。

10 補助金等に係る収入の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	⑩ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ⑩が⑨と一致すること。

添付書類

- 上記「1 医療保健業務による収入金額の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(八)が添付されているもの)
- 診療報酬規程

証明願記4に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合 計	①	②	%

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の本来業務に係る収入金額及び費用の額について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- ③ 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
 - 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
- ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があつたことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。

証明願記7に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自令和 年 月 日至平令和 年 月 日）

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
- ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- ④ 介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合であっても、全体の定員数に対する特別な療養に係る定員の割合は30%以下でない要件を満たさないので留意すること。

添付書類

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式4-1)の写し

申請書類一覧

◎該当する書類にチェックをしてください。

	申請書類	備考
<input type="checkbox"/>	証明願	
<input type="checkbox"/>	付表 1 (証明願記 1、2 及び 3 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 2 (証明願記 4 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 3 (証明願記 5 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 4 (証明願記 7 に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(八)が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/>	診療報酬規程	
<input type="checkbox"/>	「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知)別添様式	
<input type="checkbox"/>	訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類	
<input type="checkbox"/>	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/>	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	証明願記 6 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/>	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式 4-1)の写し	

※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第1条第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____

住 所 _____

令和 年 月 日

_____ 知事・市長 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
(2) 所在
(3) 標榜する診療科目

2 証明を受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄	基 準	
(1)	<input type="checkbox"/>	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(2)	イ	<input type="checkbox"/> 専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
		<input type="checkbox"/> 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
	ハ	① <input type="checkbox"/> 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示されていること。
		② <input type="checkbox"/> 15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

（注意事項）

- 申請先の知事・市長は適宜、不要なほうを削除してください。
- 上記区分欄の（1）に該当する場合は、（2）について証明を受ける必要はないこと。
- 証明を受けようとする事実に応じ、（1）に該当する場合は付表1を、（2）イに該当する場合は付表1及び付表2を、（2）ロ又はハ①に該当する場合は付表3を、（2）ハ②に該当する場合は付表1を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

証明者 _____ 印

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

(記載上の留意事項)

- ① 患者収容定員数（病床数）については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。
- ② 当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

※ 当該医療施設に係る使用許可証（当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証）を添付すること。

証明を受けようとする事実（2）イに係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療科名(該当するものすべての番号を○で囲むこと)

1 内科	2 心療内科	3 精神科	4 神経科	5 呼吸器科	6 消化器科	7 循環器科
8 アレルギー科	9 リウマチ科	10 小児科	11 外科	12 整形外科	13 形成外科	14 美容外科
15 脳神経外科	16 呼吸器外科	17 心臓血管外科	18 小児外科	19 皮膚泌尿器科	20 性病科	21 こう門科
22 産婦人科	23 眼科	24 耳鼻いんこう科	25 気管食道科	26 リハビリテーション科	27 放射線科	28 歯科
29 矯正歯科	30 小児歯科	31 歯科口腔外科	32 神経内科	33 胃腸科	34 皮膚科	35 泌尿器科
36 産科	37 婦人科	38 麻酔科				

2 皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療に係る実績等

(1) 担当常勤医師の氏名

診療科名	氏名

(2) 診療の実績(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

診療科名	年間診療患者数	1日平均入院患者数
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

(記載上の留意事項)

前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)について記載すること。

(3) 看護職員数

診療科名	看護職員	
	専従者	他診療科との兼務
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

証明を受けようとする事実（2）ロ又はハに係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 指定を受けている医療施設の種別（いずれか該当するものを○で囲むこと。）

- ・ 救急病院
- ・ 救急診療所

2 告示年月日等

昭和・平成・令和 年 月 日 県告示第 号

※ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院又は救急診療所である旨を告示されていることを証する書類（都道府県公報の写し又は指定書）を添付すること。

【改正後全文】

医政支発 0929 第 1 号

平成 29 年 9 月 29 日

医政支発 1213 第 3 号

平成 30 年 12 月 13 日

医政支発 0329 第 2 号

平成 31 年 3 月 29 日

医政支発 0330 第 1 号

令和 2 年 3 月 30 日

医政支発 0930 第 1 号

令和 2 年 9 月 30 日

医政発 1225 第 17 号

令和 2 年 12 月 25 日

医政支発 0528 第 2 号

令和 3 年 5 月 28 日

医政支発 0519 第 3 号

令和 5 年 5 月 19 日

医政支発 0331 第 4 号

令和 7 年 3 月 31 日

最終改正 医政支発 0331 第 1 号

令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について

平成 29 年 6 月 14 日に公布された医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「平成 29 年改正法」という。）により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）の一部が改正され、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度に係る認定要件の追加等の規定が同年 10 月 1 日から施行されました。これに関して、同年 9 月 27 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚

生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。) が公布され、また、同年 9 月 29 日に医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号。以下「告示」という。）が公布されました。

さらに、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「令和 7 年改正法」という。）が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、同認定制度が令和 11 年 12 月 31 日まで延長（公布日施行）されました。

具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日までに認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。

記

第 1 趣旨及び概要

医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。その概要は以下のとおりである。

1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係）

厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（令和 7 年改正法により令和 11 年 12 月 31 日まで延長。）。

2 認定要件の追加（同附則第 10 条の 3 第 4 項関係）

移行計画の認定の要件に、持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであることを追加すること。

3 認定の失効時期（同附則第 10 条の 6 関係）

2 に係る改正規定が施行された日以後に持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人が移行計画の認定を受けた場合には、その認定は当該医療法人が持分の定めのない医療法人になった日から 6 年を経過したときに効力を失うものとする。

4 認定医療法人への支援及び認定医療法人からの報告（同附則第 10 条の 7 及び第 10 条の 8 関係）

2 に係る改正規定が施行された日以後に移行計画の認定を受けた医療法人（以下「認定医療法人」という。）に対し、当該認定医療法人の移行が完了した日から 6 年を経過する日までの間、移行後の当該認定医療法人の運営の安定のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めることとし、当該認定医療法人は、その間運営の状況について厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

また、平成 29 年 4 月 1 日から施行された所得税法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 4 号）において、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正され、移行計画認定制度への税制措置が延長され、拡充されたところである。これにより、これまでの出資者等に係る相続税等の猶予等に加え、認定医療法人は、移行に伴い出資者等が持分放棄したことにより経済的利益を受けても相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 66 条第 4 項に基づく贈与税を課されないこととなった（詳細は、第 7 「移行計画に関連する税制措置」を参照）。

なお、認定医療法人並びにその持分を有する出資者及びその相続人（以下「出資者等」という。）は、移行計画の達成や移行後の持分の定めのない医療法人の運営の安定に向けて、助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を受けることができるが、これらの援助を必要としない医療法人については、移行計画認定制度による移行計画の認定を受けることなく、従来どおり、定款の変更により持分の定めのない医療法人へ移行することができるものである。

第 2 移行計画の認定の要件

平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1 社員総会における議決（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 4 項第 1 号）

移行計画が当該申請に係る持分の定めのある医療法人の社員総会において議決されたものであること。

2 有効性及び適切性（同項第 2 号）

当該申請に係る持分の定めのある医療法人の出資者、社員その他法人の関係者において十分な理解と検討のもとに移行計画が作成されていること、出資者等の持分の放棄等の見込みが確実と判断されること、認定を受けた後の移行に向けた取組の予定について移行の期限までに実行可能と判断されること等、移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと。

3 移行期限（同項第 3 号）

移行計画に記載された移行の期限が、当該認定の日から起算して 5 年を超えない

ものであること（ただし、変更認定の場合には、当初認定の日から起算して5年を超えないものであること。）。

4 運営に関する要件（同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第57条の2）

(1) その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（施行規則第57条の2第1項第1号イ）。

イ 「当該医療法人の関係者」とは、次に掲げるものとする。

(イ) 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人

(ロ) 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む。）

(ハ) 当該医療法人の社員

(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

(ホ) (イ)から(ハ)までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ヘ) (イ)から(ハ)までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(ト) (ホ)又は(ヘ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ロ 当該医療法人がイに掲げる者に、例えば次のいずれかの行為をすると認められ、その行為が社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益を与えているものと判断する。

(イ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

(ロ) 当該医療法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。

(ハ) 当該医療法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。

(ニ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

(ホ) これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。

(ヘ) これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該医療法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。

(ト) これらの者に対して、当該医療法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該医療法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。

(チ) これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該医療法人

の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。) をすること。

(リ) 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

(ル) 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(2) その理事及び監事（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ）

理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。理事等が当該医療法人の使用人として給与、賞与等を受ける場合は、理事等の報酬等と使用人として受ける給与、賞与等を併せて評価するものとする。

(3) その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ハ）。

「特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者」とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して、当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 4 号に規定する公益目的の事業又は医学若しくは芸術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

(4) 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直前に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ニ）。

イ 「遊休財産額」は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近

に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次の(イ)から(ホ)までに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（医療法人における事業報告書等の様式について（平成19年医政指発第0330003号。以下「事業報告書等通知」という。））の1の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

なお、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていなければならない。

(イ) 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

(ロ) 法第42条各号に規定する業務の用に供する財産

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、(イ)及び(ロ)に掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

(ニ) (イ)及び(ロ)に掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（以下「減価償却引当特定預金」という。）であって、以下の要件を満たすもの

a 減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。

b 貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金（固定資産のその他の資産に掲記）

c 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(ホ) 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及び(ニ)の資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）であって、以下の要件を満たすもの

- a 当該資金の目的である事業が、定款において定められていること。
 - b 当該資金の額が合理的に算定されていること。
 - c 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。
 - (a) 資産の部 ○○事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
 - (b) 純資産の部 ○○事業積立金(利益剰余金その他利益剰余金に掲記)
 - d 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。
- ロ 「費用の額」とは、損益計算書(医療法人における事業報告書等の1の(4)に規定する損益計算書をいう。以下同じ。)の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいうものとする。
- (5) 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと(施行規則第57条の2第1項第1号ホ)
- イ 当該要件は、申請日の属する会計年度及び前会計年度について申請日の前日までの間において該当する事実がないことを確認する。
- ロ 「法令に違反する事実」とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。
- (イ) 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
 - (ロ) 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
 - (ハ) 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
 - (ニ) 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合
 - (ホ) その他(イ)から(ニ)までに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
- (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額(トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)の100分の80を超えること。
- ※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並び

に法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(イ)及び(ロ)の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

ハ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額

ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

ホ 介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21

条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- (イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- (ロ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- (ニ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- (ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条第1項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第11条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (チ) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
- (リ) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条第1項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

(7) 自費患者に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第57条の2第1項第2

号ロ)

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(8) 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること（施行規則第57条の2第1項第2号ハ）

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知）の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、認定医療法人制度の趣旨（持分の払い戻し等により医業継続が困難になることなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していくためのものであること）を妨げないよう、注意すること。

(9) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

第3 移行計画の認定に当たっての留意事項

1 認定申請に関する事項（平成18年改正法附則第10条の3）

(1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

イ 移行計画認定申請書（施行規則第56条第1項／附則様式第1）
別添様式1

ロ 移行計画（施行規則第56条第1項及び第2項／附則様式第2）
別添様式2

ハ 定款（平成18年改正法附則第10条の3第3項第1号）

ニ 出資者名簿（平成18年改正法附則第10条の3第3項第2号及び施行規則第57条第1項／附則様式第3） 別添様式3

ホ 社員総会の議事録（施行規則第57条第2項第1号）

ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書（施行規則第57条第2項第2号）

ト 施行規則第57条の2第1項各号に定める要件に該当する旨を説明する書類（以下「運営に関する要件該当の説明書類」という。）（施行規則第57条第2項第3号） 別添様式4

(2) 厚生労働大臣は、提出のあった認定申請関係書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反その他の第2の4「運営に関する要件」について事実確認を行い、または実地調査を行った上で認定の可否を判断する。その後、認定の旨又は認定をしない旨を書面によって通知する。

2 変更認定申請に関する事項（平成18年改正法附則第10条の4第1項及び第5項）

(1) 移行計画の変更認定を受けようとする認定医療法人は次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、変更認定を受けることを要しない。

イ 移行計画変更認定申請書（施行規則第58条第1項／附則様式第4）
別添様式5

ロ 変更後の移行計画（施行規則第58条第2項第1号）

ハ 変更前の移行計画の写し（施行規則第58条第2項第2号）

ニ 移行計画の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し（施行規則第58条第2項第3号）

ホ 社員総会の議事録（施行規則第58条第2項第4号）

ヘ 運営に関する要件該当の説明書類（施行規則第58条第2項第5号）

ト 出資者の氏名及び住所が記載された書類（出資者名簿等）（施行規則第58条第2項第6号）

(2) 合併に伴い移行計画を変更する場合には、上記(1)の書類に加えて、次の書類を提出しなければならない（施行規則第 58 条第 2 項第 6 号）。

イ 出資者名簿（合併後）

ロ 定款（合併後）

ハ 定款変更認可書の写し

ニ 医療法人合併認可書の写し

ホ 合併したことを証明できる書類（社員総会議事録、合併協議会の議事録等）

(3) 厚生労働大臣は、提出のあった変更認定の申請関係書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反その他の第 2 の 4 「運営に関する要件」について事実確認を行い、または実地調査を行った上で認定の可否を判断する。その後、変更認定の旨又は変更認定をしない旨を書面によって通知する。ただし、合併後の医療法人が運営に関する要件を満たしていない場合には、平成 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 2 項及び施行規則第 59 条第 1 号に基づき当初の認定を取り消すこととする。

3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 8）

(1) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して 1 年を経過するごとに、その経過する日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない（施行規則第 60 条第 1 項）。

イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第 5） 別添様式 6

ロ 運営の状況に関する報告書（施行規則附則様式第 8） 別添様式 7

ハ 運営に関する要件該当の説明書類

(2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）が生じた場合には、その処分があった日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、出資の状況を報告しなければならない（施行規則第 60 条第 3 項）。

イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第 5）

ロ 出資者名簿（施行規則附則様式第 3）

ハ 出資持分の状況報告書（施行規則附則様式第 6） 別添様式 8

ニ 出資持分の放棄申出書（施行規則附則様式第 7）の写し 別添様式 9

(3) 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。

この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない（施

行規則第 60 条第 2 項)。

- イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第 5）
- ロ 運営の状況に関する報告書（施行規則附則様式第 8）
- ハ 変更認可後の定款及び新旧対照表
- ニ 定款変更認可書の写し
- ホ 社員総会の議事録
- ヘ 運営に関する要件該当の説明書類
- ト 出資者名簿（施行規則附則様式第 3）
- チ 出資持分の状況報告書（施行規則附則様式第 6）
- リ 出資持分の放棄申出書（施行規則附則様式第 7）の写し

- (4) 認定医療法人は、上記(3)の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない（施行規則第 60 条第 5 項第 1 号）。

また、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日から同じく6年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から5年9か月までの報告を求めるものとするが、当該認可を受けた日から5年9か月を経過する日が決算日の翌日から起算して2か月以内の場合には、直前に終了した会計年度の1会計年度前の会計年度を直近の会計年度として報告することも可能とする（施行規則第 60 条第 5 項第 2 号）。

- イ 運営の状況に関する報告書（施行規則附則様式第 8）
- ロ 運営に関する要件該当の説明書類

- 4 認定医療法人の認定の取消し（平成 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 2 項から第 4 項まで）

- (1) 厚生労働大臣は、認定医療法人が移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合には、その認定を取り消すものとする（平成 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 3 項）。

- (2) 厚生労働大臣は、上記 3 の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする（平成 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 2 項及び施行規則第 59 条）。

- イ 認定医療法人が、認定を受けた日から持分の定めのない医療法人への移行完了後6年を経過する日までの間に、運営に関する要件を満たさなくなったとき（施行規則第 59 条第 1 号）

- ロ 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき（同条第3号）
- ハ 認定医療法人が合併により消滅したとき（同条第4号）
- ニ 認定医療法人が分割したとき（同条第5号）
- ホ 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき（同条第6号）
- へ 認定医療法人が移行計画の変更（移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く。）について厚生労働大臣の認定を受けなかったとき（同条第7号）
- ト 認定医療法人が厚生労働大臣へ必要な報告を行わないとき、又は虚偽の報告をしたとき（同条第8号）

第4 移行計画の認定を受けた後に行う出資持分の放棄

- 1 認定医療法人の持分を有する出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、施行規則附則第60条第4項に規定する出資持分の放棄申出書（施行規則附則様式第7（別添様式9））によるものとする。
- 2 上記1により出資者等が出資持分の放棄を行った場合、当該放棄日をもって、出資者名簿（施行規則附則様式第3（別添様式3））の書き換えを行うものとする。

第5 認定医療法人に係る定款の変更について

- 1 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。
- 2 上記1の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。
- 3 厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県宛に、認定を受けた医療法人名の一覧を送付する。都道府県においては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があった場合には、一覧を参照し、当該医療法人が認定を受けている旨の確認を行うこと。

第6 移行計画に関連する税制措置

- 1 出資者等に係る相続税等の猶予等（租税特別措置法第70条の7の9から第70条の7の13関係）
 - (1) 認定医療法人の持分を有する出資者等が、持分の全部又は一部を放棄したことにより他の出資者に贈与税が課される場合や、持分を有していた出資者から相続又は遺贈によりその持分を取得した相続人に相続税が課される場合などにおいて、当該出資者等について、納税額相当の担保提供など一定の条件の下に認定移行計画に記載された移行期限までその納税が猶予され、移行期限までにその持分

の全てを放棄した場合には納税が免除されるものである。

- (2) 納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、認定医療法人が移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行できなかった場合、認定が取り消された場合又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る。）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付することとなる。

また、これらの事象が生じた場合には、厚生労働大臣は遅滞なくその旨等を、納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、認定医療法人はその旨（認定が取り消された場合を除く。）を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課へ連絡しなくてはならない。

- (3) 基金拋出型医療法人へ移行した場合、納税猶予の適用を受ける出資者等は、猶予税額のうち基金に拋出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額については免除されることとなる。

2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第70条の7の14関係）

- (1) 制度改正後（平成29年10月1日以降）の認定医療法人の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和25年法律第73号）第66条第4項の規定は適用されない。
- (2) 上記(1)の適用を受けた認定医療法人が、(1)に係る贈与税の申告書の提出期限から持分の定めのない医療法人への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、その認定を取り消された場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課されることとなる。

別添様式

別添様式 4

医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）

令和 年 月 日

法人名： _____

代表名： _____

住 所： _____

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織

	総 数
理 事	人
監 事	人
社 員	人
出資者	人

添付資料

- 役員名簿、社員名簿

2 役員等の選任方法（該当する項目欄の口にチェックすること。）

- すべての理事及び監事を社員総会で選任

3 経理内容（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びハ）

区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益供与
施設の利用		有 ・ 無
財産の運用		有 ・ 無
金銭の貸付		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無

財産の貸借等		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
債務の保証		有 ・ 無
公正な方法によらない 契約の相手方選定		有 ・ 無
その他寄附・贈与等		有 ・ 無

参考

○ 社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対して、以下の事例に該当する場合で、社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益供与は「有」とすること。

イ	法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
ロ	法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
ハ	法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
ニ	法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
ホ	これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
ヘ	これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
ト	これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
チ	これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
リ	契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
ヌ	事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

4 報酬等の支給基準（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

理事及び監事に対する報酬等について、支給基準を定めている。

	支給基準の内容及び支給額
理 事	
監 事	

添付資料

- 理事及び監事に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給基準
- 理事が使用人として給与、賞与等を受ける場合は、使用人の給与等の支給基準

5 遊休財産（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号二）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからホまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ニ 減価償却引当特定預金	円

ホ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額 ((A-D) × C)	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書

6 法令違反（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ホ）

区 分	事実の有無	具 体 的 な 内 容
医療に関する法令違反	有 ・ 無	
都道府県知事から改善 勧告を行われたが是正 されていない事項（勧 告に反する開設、 増床、種別変更含む）	有 ・ 無	
帳簿書類の隠ぺい、 仮装	有 ・ 無	
その他公益に反する 事実	有 ・ 無	

7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第57条の2第1項第2号イ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				① 100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保険業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				

	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
		計			
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
		計			

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療			③	⑬
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
		計			

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。

(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

7-2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑬ 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑬と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻しん	円
臨時接種	円	風しん	円

	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計	⑳ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が㉑と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉒ 件	㉓ 円
分娩件数(㉒) × 50万円		㉔ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉓又は㉔の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉕ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉕と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		

計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉗ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉗と一致すること。

7-8 補助金等に係る収入金額の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ㉑が㉘と一致すること。

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第57条の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

9 特定外国人患者請求額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 当該料金を超えない額である
- 当該料金を超える額である

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式
- 診療報酬規程

○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

10 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額 (A)	本来業務に係る費用の額 (B)	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合 計	㉔	㉕	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- (2) 本来業務に係る収入金額の合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (3) 本来業務に係る費用の額の合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

「医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること(書類付表も同じ)。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後 5 年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後 5 年を経過する日から 6 年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1 「1 運営組織」

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」(書類付表 1) の記載内容と各人数が合致するよう各欄を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 経理内容」

(1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表 2) の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「財産の運用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者が医療法人の余裕金などの運用を行っている場合に、その運用状況及び契約内容等を記載すること。

③ 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

④ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

⑤ 「財産の賃借等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

⑥ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、給与や報酬等の名目で支給する金銭その他の財産がある場合、その内容を記載すること。

⑦ 「債務の保証」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受けがある場合に、その内容を記載すること。

⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。

⑨ 「その他寄附・贈与等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人口 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）

ハ 当該医療法人の社員

ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

4 「4 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準の内容（概要）及び支給実績額を記載し、当該支給基準を添付すること。

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合には、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑦ 「ニ 減価償却引当特定預金」欄

イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑧ 「ホ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びニの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑨ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

⑩ 「F 事業費用の額」

事業費用の額は、本来業務事業損益に係る事業費用の額を記載すること。附帯業務事業損益に係る事業費用は除くこと。

6 「6 法令違反」

「法令違反」欄には、申請日の属する会計年度及び前会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員

解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する法令についての重大な違反事実があった場合

へ 帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実

7 「7 収入金額」

「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に数値が一致すべき欄に留意すること。

8 「8 自費患者に請求する金額」

該当する項目欄の□にチェックすること。

9 「9 訪日外国人患者診療価格」

該当する項目欄の□にチェックすること。

10 「10 医療に係る経費等」

「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

(1) 理事、監事、これらの者に準じて当該医療法人が任意に設置するもの、社員及び出資者（以下「社員等」という。）について、申請時又は実施状況等報告時に就任しているすべての者（出資者については持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む）ごとに、その者（本人）の親族等（親族関係を有する者及び特殊の関係がある者）のうち当該医療法人と利害関係を有するものをすべて記載すること。（利害関係の詳細については、医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類の3「経理内容」及び書類付表2に記載すること。）

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(2) 「区分」欄には、社員等である場合には、そのいずれかを記載すること。また、役職名（理事長等）を記載すること。

(3) 「親族等の関係」欄には、社員等（本人）との関係（例えば、配偶者、子、生計を一にしている者、使用人等）を記載すること。

(4) 「住所」欄には、その親族等の現住所を記載すること。

(5) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば、当該医療法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員、学生、無職等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

(6) (1) のとおり、申請時に添付を要する明細表については社員等及び社員等の親族等のうち当該医療法人と利害関係を有する者のみを記載するものとするが、別途、社員等のすべての親族関係を有する者及び特殊の関係がある者について、当該医療法人との利害関係の有無を確実に確認すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

2 財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

5 財産の借入等

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏名	職務内容	就職年月日	常勤又は非常勤の別	社員等との関係	給与の支給の有無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無

7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具体的な内容

8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等

9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事、これらに準じて当該医療法人が任意に設置するもの、又は使用人
- ロ 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後にあっては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）
- ハ 当該医療法人の社員
- ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 他財産の運用及び事業の運営」

法人の財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 5 「4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 6 「5 財産の借入等」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」
- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
 - ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 7 「5 財産の借入等」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」
- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
 - ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
 - ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 8 「5 財産の借入等」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 9 「6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」
- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。

- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
 - ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。
- 10 「7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等」
医療法人の関係者等の債務に関して、法人がその債務の保証、弁済、免除又は引受けを行った場合に、その内容を記載すること。
- 11 「8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細」
- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
 - ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
 - ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。
- 12 「9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等」
直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等に対して、法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	

(記載上の注意事項)

- 借地については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²
		m ²			m ²

(記載上の注意事項)

- 借家については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務も行う場合にあつては、当該附帯業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ハ 現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ニ イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に

基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ床面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について</p> <p>租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号</u>）第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添1参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添2として、告示基準のうち第2号イに該当している旨の証明書を別添3として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。</p> <p>なお、「租税特別措置法第67条の2の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和63年2月2日指第7号）は廃止する。</p>	<p>租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について</p> <p>租税特別措置法（<u>昭和39年法律第24号</u>）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添1参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添2として、告示基準のうち第2号イに該当している旨の証明書を別添3として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。</p> <p>なお、「租税特別措置法第67条の2の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和63年2月2日指第7号）は廃止する。</p>

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）、証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）及び証明願記3（特定外国人患者請求額に関する基準）
 - ・ 付表1（証明願記1、2及び3に係る添付書類）
 - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(八)が添付されているものに限る。）
 - ・ 診療報酬規程
 - ・ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式
 - ・ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）
 - ・ 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
 - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
 - ・ 診療報酬規程

(新設)

(新設)

2 証明願記4（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・ 付表 2（証明願記4に係る添付書類）
- ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

3 証明願記5（年間の給与総額に関する基準）

- ・ 付表 3（証明願記5に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。

4 証明願記6（医療施設に関する基準）

- ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※ 別添 3「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。

5 証明願記7（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・ 付表 4（証明願記7に係る添付書類）

2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）

- ・ 付表 2（証明願記3に係る添付書類）
- ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し

3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）

- ・ 付表 3（証明願記4に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。

4 証明願記5（医療施設に関する基準）

- ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※ 別添 3「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。

5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）

- ・ 付表 4（証明願記6に係る添付書類）

- ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

第2・第3 （略）

別添1

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

（平成15年厚生労働省告示第147号）

第一条 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額 （医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額（ハにおいて「特定外国人患者請求額」という。）を除く。） が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

- ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

第2・第3 （略）

別添1

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

（平成15年厚生労働省告示第147号）

第一条 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ （略）

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

（新設）

三・ホ (略)

二 (略)

第二条 (略)

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

1 (略)

2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額（特定外国人患者請求額を除く。）が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

3 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること。

ハ・ニ (略)

二 (略)

第二条 (略)

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

1 (略)

2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

(新設)

4～7 (略)

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

3～6 (略)

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 印

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後
付表1
証明願記 1、 <u>2 及び 3</u> に係る添付書類
申請者名 _____
住 所 _____
以下のとおり相違ありません。
1 医療保健業務による収入金額の明細
(表略)
(記載上の注意事項)
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。
(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び③の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額(※)と一致すること。
<u>(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。</u>
2 自費患者に対し請求する金額
診療収入について、自費患者に請求する金額(特定外国人患者請求額を除く。)は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。
・ 同一基準による。
・ 同一基準によらない。
3 (略)
<u>4 特定外国人患者請求額</u>
<u>診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。</u>
<u>・当該料金を超えない額である。</u>
<u>・当該料金を超える額である。</u>
添付書類
○「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日

改 正 前
付表1
証明願記 1 <u>及び 2</u> に係る添付書類
申請者名 _____
住 所 _____
以下のとおり相違ありません。
1 医療保健業務による収入金額の明細
(表略)
(記載上の注意事項)
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び③の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
2 自費患者に対し請求する金額
診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。
・ 同一基準による。
・ 同一基準によらない。
3 (略)
<u>(新設)</u>

付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式

○ 診療報酬規程

○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

5～9 (略)

10 補助金等に係る収入の明細

(表略)

添付書類

- 上記「1 医療保健業務による収入金額の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

4～8 (略)

9 補助金等に係る収入の明細

(表略)

添付書類

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

改正後

付表2

証明願記 4 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正前

付表2

証明願記 3 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正後

付表3

証明願記 5 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

改正前

付表3

証明願記 4 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

改正後

付表4

証明願記 7 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正前

付表4

証明願記 6 に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。
(略)

添付書類

(略)

改正後		
申請書類一覧		
◎該当する書類にチェックをしてください。		
	申請書類	備考
<input type="checkbox"/>	証明願	
<input type="checkbox"/>	付表 1 (証明願記 <u>1</u> 、 <u>2</u> <u>及び</u> <u>3</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 2 (証明願記 <u>4</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 3 (証明願記 <u>5</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 4 (証明願記 <u>7</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(八)が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/>	診療報酬規程	
<input checked="" type="checkbox"/>	「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)別添様式	
<input checked="" type="checkbox"/>	訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類	
<input type="checkbox"/>	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/>	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	証明願記 <u>6</u> 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/>	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式4-1)の写し	
※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。		

改正前		
申請書類一覧		
◎該当する書類にチェックをしてください。		
	申請書類	備考
<input type="checkbox"/>	証明願	
<input type="checkbox"/>	付表 1 (証明願記 <u>1</u> <u>及び</u> <u>2</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 2 (証明願記 <u>3</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 3 (証明願記 <u>4</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	付表 4 (証明願記 <u>6</u> に係る添付書類)	
<input type="checkbox"/>	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)	
<input type="checkbox"/>	診療報酬規程	
<input type="checkbox"/>	<u>(新設)</u>	
<input type="checkbox"/>	<u>(新設)</u>	
<input type="checkbox"/>	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
<input type="checkbox"/>	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
<input type="checkbox"/>	証明願記 <u>5</u> 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
<input type="checkbox"/>	前事業年度(新規申請法人にあつては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式4-1)の写し	
※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。		

改正後

別添3

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣
が財務大臣と協議して定める基準のうち第1条第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____

住 所 _____

(略)

改正前

別添3

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣
が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____

住 所 _____

(略)

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>さらに、<u>医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「令和 7 年改正法」という。）</u>が令和 7 年 12 月 12 日に公布され、同認定制度が<u>令和 11 年 12 月 31 日</u>まで延長（公布日施行）されました。</p> <p>具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日まで認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。</p> <p>第 1 医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。そ</p>	<p>さらに、<u>令和 3 年 5 月 28 日に公布された良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「令和 3 年改正法」という。）</u>により延長されておりましたが、<u>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「令和 5 年改正法」という。）</u>が本日（<u>令和 5 年 5 月 19 日</u>）公布され、同認定制度が<u>令和 8 年 12 月 31 日</u>まで延長（公布日施行）されました。</p> <p>具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日まで認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。</p> <p>第 1 医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。そ</p>

の概要は以下のとおりである。

- 1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係）
厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（[令和 7 年改正法](#)により [令和 11 年 12 月 31 日](#)まで延長。）。

2～4 （略）

第 2 移行計画の認定の要件

平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1～3 （略）

- 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）

(1)～(5) （略）

- (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第 4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和

の概要は以下のとおりである。

- 1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係）
厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（[令和 3 年改正法及び令和 5 年改正法](#)により [令和 8 年 12 月 31 日](#)まで延長。）。

2～4 （略）

第 2 移行計画の認定の要件

平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1～3 （略）

- 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2）

(1)～(5) （略）

- (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第 4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和

7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

なお、医療法人が採用する会計基準によっては、トに掲げる収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合がある。その場合は、(イ)及び(ロ)の事業収益の額に当該トに掲げる収入金額を加算した金額とする。

イ～ト (略)

(後略)

(7) 自費患者に対し請求する金額 (特定外国人患者請求額を除く。) が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第57条の2第1項第2号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知)において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

- (イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額
- (ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ～ト (略)

(後略)

(7) 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第57条の2第1項第2号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(8) 特定外国人患者請求額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること(施行規則第57条の2第1項第2号ハ)

イ 「特定外国人患者請求額」とは、医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ニに規定する特定外国人患者請求額をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であつて地域における標準的な料金を超えないものであること」とは、その法人の特定外国人患者請求額が「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について(通知)」(令和8年医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知)の定めるところにより算定した額であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

※ なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、認定医療法人制度の趣旨(持分の払い戻し等により医業継続が困難になることなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していくためのものであること)を妨げないよう、注意すること。

(9) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(新設)

(8) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額(補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。)(損益計算書の本来業務事業損益

に係る事業収益の額をいう。なお、医療法人が採用する会計基準によつては、補助金等に係る収入金額が事業外収益もしくは特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを加算した金額とする。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

第 3～第 6（略）

に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

第 3～第 6（略）

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添様式 4</p> <p style="text-align: center;">医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に 該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>法人名： _____</p> <p>代表名： _____</p> <p>住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） （表略） （記載上の注意事項）</p> <p>(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額 <u>(※)</u> と一致すること。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る</p>	<p>別添様式 4</p> <p style="text-align: center;">医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に 該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>法人名： _____</p> <p>代表名： _____</p> <p>住 所： _____</p> <p>以下のとおり相違ありません。</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） （表略） （記載上の注意事項）</p> <p>(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。</p> <p>(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る</p>

収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額 (※) と一致すること。

(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

7-2~7-8 (略)

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第57条の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額 (特定外国人患者請求額を除く。) は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

9 特定外国人患者請求額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 当該料金を超えない額である
- 当該料金を超える額である

添付資料

収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

7-2~7-8 (略)

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第57条の2第1項第2号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

(新設)

○ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式

○ 診療報酬規程

○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

10 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ニ）
（表略）

「医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1～7 （略）

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）
（表略）

「医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後5年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後5年を経過する日から6年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1～7 （略）

<p>8 「8 自費患者に請求する金額」 該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p><u>9 「9 訪日外国人患者診療価格」</u> <u>該当する項目欄の□にチェックすること。</u></p> <p><u>10 「10 医療に係る経費等」</u> 「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。</p>	<p>8 「8 自費患者に請求する金額」 該当する項目欄の□にチェックすること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9 「9 医療に係る経費等」</u> 「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。</p>
--	--